

労働条件明示のルールが変わる!

(2024年4月~)

~労働トラブルを防ぎ、従業員の募集・採用にも役立つ~

4月からの法改正により、労働契約の締結や更新の際に、就業場所や従事すべき業務の変更範囲を明示しなければならなくなります。

また、パートタイマー等の契約社員には、労働契約更新の都度、無期転換申込権が発生していることや、無期転換後の労働条件の明示も義務化されます。

本セミナーでは、今回の法改正を踏まえ、法的なリスクを回避し、従業員との信頼関係を構築するための重要事項を分かり易く説明いたします。

会場・WEB同時開催

日時	2/8(木) ・ 3/12(火) 13:30~15:00 ★両日とも同じ内容のセミナーです
場所	【会場】 アクトシティ浜松 研修交流センター401 会議室 【WEB】 視聴可能な場所で受講
定員	会場：30名 WEB：20名 (先着順)
参加費	一般企業様：11,000円 (税込) 顧問先企業様：無料
講師	特定社会保険労務士 戦略経営MBA 村松貴通 2030SDGs公認ファシリテーター

お申込みをお待ちしております

FAX

053-586-5579

参加するセミナーに☑をお願いします

2/8(木)

会場

WEB

3/12(火)

会場

WEB

事業所名		業種	従業員数	名
所在地	〒			
役職(所属)	氏名	E-mail アドレス		
		電話	()	—
		FAX	()	—

※お申込にかかるお客様の個人情報については、本件と労務管理情報の提供以外では使用しません。



社会保険労務士法人村松事務所
株式会社浜松人事コンサルタント

〒434-0014 浜松市浜名区本沢合 829
TEL 053-586-5318 FAX 053-586-5579

村松 社労士

検索

